

農業機械購入をお考えの認定農業者 認定新規就農者の皆様へ

太田市農業機械購入助成事業費補助金

対象機械等

- ・上記目的達成に必要な農業用機械又は設備
- ※フォークリフト、軽トラック等汎用性の高いものは対象外となりますので、希望される方は事前にご相談ください。

補助率

総事業費（税抜）の5分の1以内（上限200万円）

受付期間

令和7年5月1日（木）～
5月30日（金）厳守

採択要件

- ・市内に住所又は主たる事業所を有する認定農業者・認定新規就農者であること
- ・市税等の滞納がないこと
- ・上記目的達成に努め、耐用年数期間は営農を継続すること

必要書類

- ①実施計画書 ②承認申請書 ③同意書 ④ 見積書
⑤機械のカatalog（施設の場合は実施設計図）

※見積書は予定総事業費把握のために提出するものであり、交付決定後改めて3社以上の見積書の提出が必要になります。

その他

- ・事業承認前の農業用機械等の導入は補助金交付対象外となります。必ず交付決定後の購入をお願いします。
- ・同一年度内に本事業と「大型農業機械導入支援事業費補助金」との併用申請は不可となります。
- ・本事業を受けた者は導入した農業機械等の耐用年数期間が経過するまでは上記補助金を含め、再度の申請はできません。
- ・予算額を超過した場合、「採択ポイント表」により交付決定します。

◆申し込み・問い合わせ先◆

太田市役所 農業政策課 農業支援係（新田金井町29番地）
TEL：0276-20-9714（ダイヤルイン）